

新潟空港からの海外旅立ち推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会（以下「空整協」という。）は、新潟空港の利用拡大と県民出国率の増加を図るため、新潟空港発着の旅行を行う学生等のパスポート取得に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生等」とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設若しくは農業改良助長法第7条第1項第5項に規定する農業者研修教育施設に在籍する者又はこれに準ずるものとして空整協会長が認める者をいう。
- (2) 「学生等団体」とは、県内の学生等が概ね5名以上で参加する団体をいう。

(交付対象者)

第3条 次の各号の条件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 補助金の申請後にパスポートを新規又は再取得すること。
- (2) 新潟空港発着路線を往復利用すること。ただし、片道利用であっても、やむを得ないものと空整協会長が認める場合は交付対象とする。
- (3) 学生等団体の旅行が海外での修学旅行又は研修旅行を内容とすること。ただし、旅行会社が旅行内容を企画、料金設定し、参加者を募集する旅行（募集型旅行商品）についても、前記に準ずるものと空整協会長が認める場合は交付対象とする。

(交付額)

第4条 事業に係る補助額は、一人当たり5,000円とする。ただし前条に規定する片道利用の場合は、一人当たり2,500円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請者は、学生等団体の代表者又は旅行会社とし、空整協会長が別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を空整協会長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 空整協会長は、前条に規定する交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

なお、申込み多数の場合は、学生等団体が行う修学旅行及び研修旅行に対して優先的に交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 事業の内容を変更する場合は、旅行実施までに変更交付申請書（別記第2号様式）を空整協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 空整協会長は、前項の承認をするとき、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止)

第8条 事業を中止するときは、その理由を記載した取下書（別記第3号様式）を速やかに空整協会長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金請求)

第9条 事業の完了日から30日以内に、実績報告書（別記第4号様式）及び補助金請求書（別記第5号様式）を空整協会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第10条 空整協会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 空整協会長は前項の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 空整協会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) 期限内に事業を遂行する見込みがないとき。
- (3) 事業実施にあたり新潟空港発着路線を利用しなかったとき。
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 交付申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については空整協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。